

# 特定一般教育訓練明示書

講座の名称	国際コミュニケーション研究科国際コミュニケーション専攻 TESOL Certificate Program				
実施方法	① 通学（昼間・ <b>夜間</b> ・土日） ② 通信 スクーリング(回数 回)				
指定講座番号(15桁)	1022007	—	2610013	—	0
講座の創設年月日	特定一般教育訓練給付金対象講座の指定期間 令和6年4月1日	過去一年の講座実績	入講者数(2人)	修了者数 (0人)	
訓練期間	12ヶ月		総訓練時間	112.5時間	
1. 教育訓練目標					
①取得目標とする資格の名称、目標レベル			職業実践力育成プログラム(履修証明プログラム)		
②①に係る資格・試験等の実施機関名称			群馬県立女子大学 大学院		
③当該資格等を取得するための要件または受験資格等			所定のカリキュラムから10単位を修得する		
④当該技能・知識の習得が必須又は有利となる職種・職務及び習得された技能・知識が活用されている業界と活用状況			小学校・中学校・高等学校の英語教員外国語指導補助(ALTs)、学習塾等で英語教育に携わる指導者		
2. 教育訓練の内容					
教科 (カリキュラム)		時間	使用教材名		
別紙のとおり					
3. 受講者となるための要件(この講座を受講するために必要とされている条件など)					
①受講するに当たって必要な実務経験等			なし		
②受講者が受講に最低限有しておくべき資格・技能・知識等の内容及びその水準			4年制大学卒業程度の学力		
③その他					

[ 特記事項 ]

--

# 特定一般教育訓練明示書

4. 教育訓練の受講の実績及び目標達成の状況					
<b>(1) 資格取得状況</b>					
① 前年度の修了者数	0	人			
② ①に係る教育訓練の入講者数	2	人			
③ ②のうち目標資格の受験者数	-	人	受験率(③/②)	-	%
④ ③のうち合格者数	-	人	合格率(④/③)	-	%
⑤ ①(修了者数)のうち就職者数 ※1	0	人			
⑥ ①(修了者数)のうち在職者数 ※2	0	人	就職・在職率(⑤+⑥/②)	0.0%	%
※1 前年度の修了者のうち、受講開始時に職に就いていなかった者で修了後に就職した者。 この場合、就職したとは、臨時的な仕事に就職した者は含めない。					
※2 受講開始時に既に職に就いていた者で、卒業後も引き続きその職にある者及び受講開始時に既に職に就いている者で、修了後に別の職に転職した者。					
<b>(2) 受講修了者による講座の評価等</b>					
① 回答者総数			人		
② 受講開始時の就業状況等	1 正社員		人	②A: 就業者計	0人
	2 非正社員、派遣社員		人		
	3 その他の就業(自営業等)		人		
	4 非就業		人		
				②B: 非就業者計	
③ 受講開始前と現在の就業先の変化	1 受講開始時の就業先と現在の就業先は同じ		人	③の回答数合計 ※②Aと同数(又はそれ以下)	0人
	2 受講開始時の就業先と現在の就業先(自営業等含む)は異なる(転職)		人		
	3 受講開始時は就業していたが、現在は就業していない		人		
④ 受講後の就業形態	1 正社員		人	④A: 就業者計	0人
	2 非正社員、派遣社員		人		
	3 その他の就業(自営業等)		人		
	4 非就業者		人		
				④B: 非就業者計	
⑤ 受講後の賃金変化	1 3割以上増加した		人	⑤の回答数合計 ※④Aと同数(又はそれ以下)	0人
	2 1割以上3割未満増加した		人		
	3 1割未満増加した		人		
	4 変わらない		人		
	5 1割未満減少した		人		
	6 1割以上3割未満減少した		人		
	7 3割以上減少した		人		
⑥ 講座の受講の効果	1 処遇の向上(昇進、昇格、資格手当等)に役立つ		人	⑥の回答数合計	0人
	2 配置転換等により希望の業務に従事できる		人		
	3 社内外の評価が高まる		人		
	4 早期に転職・再就職できる		人		
	5 希望の職種・業界に転職・再就職できる		人		
	6 より良い条件(賃金等)で転職・再就職できる		人		
	7 趣味・教養に役立つ		人		
	8 その他の効果		人		
	9 特に効果はない		人		
⑦ 受講開始時に就業していなかった受講者の就業状況	1 受講中又は受講修了後3か月以内に就職した		人	⑦の回答数合計 ※②Bと同数(又はそれ以下)	0人
	2 受講修了後3～6か月以内に就職した		人		
	3 受講修了後6～12か月以内に就職した		人		
	4 就職していない		人		
⑧ 講座の全体評価	1 大変満足		人	⑧の回答数合計 ※①と同数(又はそれ以下)	0人
	2 おおむね満足		人		
	3 どちらとも言えない		人		
	4 やや不満		人		
	5 大いに不満		人		
<b>(3) 受講者、受給者の修了後の状況(就職等の状況、受講修了者による教育訓練への評価状況、受講後の職務内容変化等の処遇改善の状況、一定期間内でのキャリアアップ成果やその事例、在籍・採用企業の側の評価等)</b>					
5. 教育訓練の受講による効果の把握及び測定の方法並びにそのレベルを受講者に対して明らかにするための具体的な方法					
1に掲げた教育訓練目標に対する技能・知識のレベル到達度の把握・測定方法 (通信制講座の場合)			修了要件に必要な単位の修得状況により判定する。		

# 特定一般教育訓練明示書

<b>6. 受講効果の把握方法</b>			
(1) 修了認定基準 (出席率・修了認定試験等の具体的な基準)	出席率66%(2/3)以上、かつ、シラバスに定めた成績評価の方法により5段階評価中上位4段階の評価(秀・優・良・可)を取得することで単位を修得できる。		
(2) 修了認定基準に係る、教育目標に対する技能・知識のレベル到達度把握・測定方法	修了に必要な単位を修得すること。		
<b>7. 受講中又は修了後における受講者に対する指導及び助言並びに支援の方法</b>			
(1) 受講中の者に対する習得度・理解度に関する具体的な助言・指導の方法	少人数教育による双方向授業を実施しており、常時受講者の理解度を確認しながら授業を進めている。受講者には講師のメールアドレスを公開し、講義外においても助言指導を求めることができる体制を整えている。		
(2) 受講中又は修了時における資格取得・就職への具体的なバックアップ体制 (例: 資格取得関連情報や資格関連職種の求人情報の提供方法、早期就職に向けた具体的な相談体制の整備状況)	少人数教育の徹底により、修了要件達成のために必要な単位取得について、受講者が随時、担当教員等に相談できる体制を整備している。また、本学キャリア支援センターにより、随時、チラシの掲載等による情報提供を行っている。		
<b>8. その他の事項</b>			
指定教育訓練実施者名 及び代表者名	群馬県公立大学法人 (代表者名: 理事長 柏倉 健一)		
住所及び連絡先	群馬県佐波郡玉村町上之手1395-1 TEL 0270-65-8514		
施設名称及び施設長名	群馬県立女子大学 大学院 (施設長: 学長 塩澤 寛樹)		
住所及び連絡先	TEL		
苦情受付者	氏名 清水 美有紀 所属 事務局 教務係	事務担当者	氏名 土屋 芳史 所属 事務局 教務係
連絡先	TEL 0270-65-8511	連絡先	TEL 0270-65-8511
特定一般教育訓練経費	1. 特定一般教育訓練給付金の対象となる経費 (① + ②) 円		
支払い方法	① 入学料 (税込額) (※割引・還元措置を実施した場合にはその差引き後の税込額とすること。) 円		
① 一括払	② 受講料 (税込額) (※割引・還元措置を実施した場合にはその差引き後の税込額とすること。) 148,000 円		
② 分割払	(うち、必須教材費 円)		
③ 両方可	2. 特定一般教育訓練給付金の対象外となる経費 (① + ② + ③ + ④) 円		
① 任意の教材費(税込額)		円	
② 実習等に伴う交通費・宿泊費(税込額)		円	
③ 施設維持費(税込額)		円	
④ その他(法人への寄付金、PCの損害保険料、情報誌代) (税込額)		円	
3. 総額 (1+2) (税込額)		円	

## 9. TESOL Certificate Program (履修証明プログラム)

### (1) TESOL Certificate Program (履修証明プログラム)とは

本プログラムは、主として現役の英語教員、英語教員の経験がある人、あるいは英語教員をめざしている人を対象としたリカレント教育プログラムである。高い英語運用能力を備え、英語教授法と英語学に関する専門的な知識を修得し、日本におけるさまざまな教育現場でその知識を活用した質の高い教育を実践する英語教員を養成することを目的とする。

### (2) Certificate (履修証明)取得に必要な単位数

履修証明書を取得するためには、英語コミュニケーション科目群と英語スキル科目群から 10 単位を修得する必要がある。また、その 10 単位のうち、6 単位以上は英語コミュニケーション科目群から履修する必要がある。

### (3) TESOL Certificate Program (履修証明プログラム)に関する科目

科 目	副 題	担当教員	単位	開 講 期 別	備 考
(英語コミュニケーション科目)					
W5001 英語コミュニケーション研究 I	Introduction to Meaning in Language		2	前 期	今年度 休講
W5002 英語コミュニケーション研究 II	Communicative/Pedagogical Grammar of English	深 谷	2	前 期	
W5003 英語コミュニケーション研究 III	Pragmatics for English Education and Communication	吉 村	2	後 期	
W5004 英語コミュニケーション研究 IV	Communicative English Pronunciation	小 笠 原	2	後 期	
W5019 英語コミュニケーション研究 V	Analyzing the Organization of Social Interaction	荒 野	2	集 中	
W5020 英語コミュニケーション研究 VI	Language and Social Interaction	荒 野	2	後 期	今年度 休講
W5005 英語学研究 I	Introduction to Linguistics	吉 村	2	前 期	
W5006 英語学研究 II	English Semantics		2	後 期	
W5007 英語学研究 III	English Syntax	深 谷	2	後 期	
W5008 英語学研究 IV	English Phonetics & Phonology	小 笠 原	2	前 期	
W5011 応用言語学研究 I	Introduction to Language Acquisition	梅 田	2	前 期	
W5012 応用言語学研究 II	Introduction to Second Language Acquisition		2	前 期	
W5013 応用言語学研究 III	Applied Second Language Acquisition	スネイプ	2	後 期	
W5014 応用言語学研究 IV	Individual Differences in Second Language Acquisition	神 谷	2	集 中	
W5017 応用言語学研究 V	Acquisition of English by Japanese Speakers	梅 田	2	後 期	
W5018 応用言語学研究 VI	Reflective Teaching Practices	神 谷	2	後 期	
(英語スキル科目)					
W5401 English Communication I	Brushing Up English Communication Skills	スネイプ	2	前 期	今年度 休講
W5402 English Communication II	Brushing Up English Communication Skills		2	後 期	

## 教育訓練給付制度の適正な利用に必要な事項について

教育訓練給付制度を適正にご利用していただくために、以下の点について十分にご理解いただくようお願いいたします。

- (1) 特定一般教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練経費とは、受講者が自らの名において直接特定一般教育訓練実施者に対して支払った教育訓練の受講に必要な入学料及び受講料に限られます。
- (2) 受講料には、受講費のほか、受講に伴い必須となる教材費用等も含まれますが、検定試験受験料、補助教材費、補講費、交通費、パソコン等の器材費等は含まれません。また、クレジット会社に対する手数料、支給申請時点での未納の額（クレジット会社を介してクレジット契約が成立している場合を除きます。）も教育訓練経費に含まれるものではありません。
- (3) 現金等（有価証券等を含みます。）や物品の還元的な給付（一つの講座について、クリアファイル等の総額千円未満の安価な物品等を付与する場合は除く。）その他の利益を受けた場合や、各種割引の適用を受けた場合には、その還元的な給付額や割引額等を差し引いた額が教育訓練給付金の対象となる教育訓練経費となります。

このため、このような還元的な給付等を受けた場合には、入学料及び受講料の額から当該還元額を控除した額で教育訓練給付金の支給を申請することが必要となります。

なお、当該教育訓練経費に係る領収書又はクレジット契約証明書の発行後、受講料の値引き等により教育訓練経費の一部の還付が行われた場合には、教育訓練給付金の支給申請に際しては、教育訓練実施者が受講者に発行する、還元額等が記載された「返還金明細書」の提出が必要となります。

- (4) 特定一般教育訓練給付金は、当該教育訓練を実際に本人が受講し、修了した場合支給されるものです。このため本人以外の者が受講し、修了等した場合には、特定一般教育訓練給付金は支給されません。

また、当該教育訓練の定期的な試験又は修了試験に際して、あらかじめ解答が添付されている場合等にあっては、当該教育訓練を修了する見込みがあるもの又は修了したものとは認められ

ていませので、特定一般教育訓練給付金の支給を受けることはできません。